

消費者トラブル注意情報～令和7年4月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス※をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和7年4月10日調査分)

商品・サービス	相談内容の例	助言
電気 (契約に係るトラブルなど)	電力会社の代理店を名乗る人が訪問し、「電気料金が安くなる」と言われ契約した。よく考えると不審な点があるので、契約を解約したい。	突然の訪問で勧誘を受けた場合は、その場で契約せず、まずは訪問してきた事業者名や連絡先、訪問の目的、契約先の事業者名や契約内容などをしっかりと確認しましょう。名前や年齢などを尋ねてくる事業者もいるので、安易に個人情報を伝えないようにしましょう。クーリング・オフができる場合もありますので、最寄りの消費生活センター等に相談してください。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
固定電話サービス (不審な電話など)	固定電話に大手通信会社を名乗って電話があり、2時間後に電話が使えなくなるとアナウンスが流れた。その後個人情報を伝えてしまった。	大手通信会社が、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスを使って連絡することはありません。非通知や知らない番号からの電話は、普段から慎重になるとともに、決して個人情報は伝えないようにしてください。自動音声ガイダンスが流れた場合には、最後まで聞かずに電話をすぐ切ることも大切です。 (参考)国民生活センターホームページ
紳士・婦人用バッグ (ネット通販のトラブルなど)	ネット通販で75%OFFのバッグを注文したが、商品が届かない。配送の問い合わせ番号は架空の番号で詐欺サイトだった。	ブランド品を大幅な値引きで販売するなどというネット広告を見て注文したところ、代金を支払ったのに商品が届かない、又は偽物が届いたという相談が寄せられています。ブランド品が大幅な値引きで販売されることは通常考えにくく、販社の名称やロゴをかたった偽サイトと思われます。商品を注文する前にはサイトを隅々まで確認するとともに、極端な値引きを鵜呑みにしないようにしましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ

※「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1)、(2)を比較(引き算)して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「[よくある相談事例](#)」⇒

○電話相談:(消費者ホットライン(局番なしの電話番号188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。

広島県消費生活センター(消費生活相談)は、082-223-6111

(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談:県サイト [電子メール受付](#)⇒

○消費生活課公式 X(旧 Twitter)⇒



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネリー
～Stop the 泣き寝入り～

■毎年5月は“消費者月間”！

今年度のテーマは、「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 ～どのグリーンにする？～」。

私たちは、ものを買ったり、使ったりと、日々、何らかの消費をして生活しています。毎日の暮らしの中で、地球環境のことを、ちょっと考えて、できることからグリーン志向の消費を実践してみませんか。

詳しくは、こちらから⇒[令和7年度消費者月間](#) | [消費者庁](#)